

事務連絡  
令和6年3月26日

各都道府県・指定都市・中核市  
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和6年1月11日老高発0111第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「通知」という。）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、勤務する職員の処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例並びに改定に向けてのQ&Aについて、別添のとおりまとめましたので、改定に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡について、管内市区町村に対して、周知をお願いいたします。

(別添1)

## 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

### 1 各種改定に向けた基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、また、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、支弁額や利用料等を示している。

一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、支弁額等について、増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

### 2 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応

#### (1) 基本的な考え方等について

昨年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11月29日に成立した令和5年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を行うこととしている。(対象期間：令和6年2月～5月の賃金引上げ分)

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に処遇改善を図ることが必要である。

そのため、令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)による処遇改善と同じく、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額、あるいは既に設定されている処遇改善加算等を「(2)支弁額等の増額幅について」で示した計算方法のとおり増額することが考えられる。

#### (2) 支弁額等の増額幅について

基本的には、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額や軽費老人ホームにおける事務費が、職員1人当たり月額6,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの支弁額(措置費)等でみたときに、どの程度増額するべきかを考える必要がある。

このため、具体的には、次のような考え方によって求めたウの額を入所者1人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

##### ア 対象職員数(月平均)

各月の職員数(養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職

員の数。いずれも常勤換算した数とする。) から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

イ 処遇改善総額(月額)

「対象職員数(月平均)」×6,000円により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

ウ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

エ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

(ア) 入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数(年平均)」を求める。

(イ) 対象入所者数(年平均)に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。

(ウ) 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、職員1人当たり月額6,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

### 3 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応

#### (1) 基本的な考え方等について

令和6年度介護報酬改定については、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%となり、そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%(施行時期:令和6年6月)、その他分の改定率として+0.61%(施行時期:令和6年4月又は6月)になったところである。

また、基準費用額については、令和4年の家計調査において、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を1日あたり60円引き上げること(施行時期:令和6年8月)としている

今後、生産年齢人口の減少や高齢単身世帯の増加などの人口構造の変化に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が一層増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者の受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになるが、独立行政法人福祉医療機構の調査(※)によると、養護老人ホーム・軽費老人ホームの経営状況は悪化しているとされている。

そのため、老人保護措置費に係る支弁額等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう改定を図ることが必要である。

(※) 2021 年度 サービス活動増減差額比率 ( ) については前年度の数值。)

養護老人ホーム (一般型養護)  $\Delta 0.9\%$  (0.2%)

ケアハウス (一般型) 0.2% (3.1%)

なお、調査結果の全体については、以下の独立行政法人福祉医療機構のホームページに掲載されている。

<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r5/>

## (2) 支弁額等の増額幅について

### ① 処遇改善分について (令和 6 年 6 月以降実施)

処遇改善分については、「2 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応」と同じく、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額、あるいは既に設定されている処遇改善加算等を増額することが考えられる。

具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者 1 人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

- ・ 処遇改善総額 (月額) については、養護老人ホームの老人保護措置費に係る事務費や、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用のうち、一般入所者の利用分に係る費用の 1.16% (※) に相当するものとする。具体的な計算方法等については、以下のア及びイのとおりとする。
- ・ 2(2)ウと同様の方法によって、対象入所者 1 人当たりの処遇改善額 (月額) を求める。また、対象入所者数の留意点についても、2(2)エと同様である。

なお、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)の第 11 条第 8 項等を踏まえ、軽費老人ホームの介護職員等の配置がされていない場合は、一般事務費等に加算をしない。

(※) 介護報酬改定と同じく、老人保護措置費に係る事務費等の処遇改善分の改定率も 0.98%とした場合、加算の対象とはならない特定施設入居者生活介護の利用者の事務費等も考慮し、乗じる割合を 1.16%としている。

### ア 養護老人ホーム

毎月の支弁額のうち、以下の事務費の合計  $\times 1.16\%$  (0.0116) によって「処遇改善総額」(月額)を求める。

- ・ 一般事務費
- ・ 特別事務費 (民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費、介護保険料加算、介護サービス利用者負担加算を除く。)

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの場合、特定施設

入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。その場合、一般事務費の基本分の単価については、従前の入所者数区分のものを継続する。

(例) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所者数が一般 30 人、特定 20 人、合計 50 人の場合、基本分については 41 人～50 人の単価で、30 人を乗じたもので処遇改善額を計算する。

- ・基本分  $75,800 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 2,274,000 \text{ 円}$
- ・支援員分  $31,800 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 954,000 \text{ 円}$
- ・処遇改善額  $(2,274,000 + 954,000) \times 1.16\% (0.0116) = 37,445 \text{ 円}$

※ 一般事務費の金額として、老人保護措置費支弁基準の数値を例示しているが、実際の計算は各自治体が定めている単価に、「②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)」で示している改定を反映させたものに基づいて実施するほか、特別事務費を加えること。

#### イ 軽費老人ホーム

施設に対する補助(年間)のうち、以下のサービスの提供に要する費用の合計 $\times 1.16\%$ (0.0116)  $\div 12$ によって「処遇改善総額」(月額)を求める。

- ・サービスの提供に要する基本額
- ・各種加算額等(民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費を除く)

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームの場合、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。その場合、基本額の共通職員分の単価については従前の入所者数区分のものを継続する。

(例) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所者数が一般 30 人、特定 20 人、合計 50 人の場合、共通職員分については 41 人～50 人の単価で、30 人を乗じたもので処遇改善額を計算する。

- ・共通職員分  $46,100 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 1,383,000 \text{ 円}$
- ・一般入所者に対する介護職員  $21,100 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 633,000 \text{ 円}$
- ・処遇改善額  $(1,383,000 + 633,000) \times 1.16\% (0.0116) = 23,386 \text{ 円}$

※ サービスの提供に要する基本額として、軽費老人ホーム利用料等取扱基準の数値を例示しているが、実際の計算は各自治体が定めている単価に、「②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)」で示している改定を反映させたものに基づいて実施するほか、各種加算額等を加えること。

#### ②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)

令和 6 年度介護報酬改定においては、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分することとしていることから、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額についても、同様に増額することが考えられる。

具体的には、養護老人ホーム一般事務費基準額(月額)や軽費老人ホームのサービスの

提供に要する費用（月額）の単価について、それぞれ一律に0.61%分引き上げる（単価＋単価×0.0061）。また、各種加算等のうち、単価を定めているものについても、同様に0.61%分引き上げる。なお、一般事務費等の単価については、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、特別養護老人ホームに併設されている場合等、様々な種別が設定されているが、いずれの場合においても、0.61%分の引上げを想定している。

③ 基準費用額（居住費）の見直しを踏まえた対応（令和6年8月以降実施）

光熱・水費の増加等に伴う基準費用額の1日あたり60円の引上げを踏まえた対応については、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費について改定をすることが考えられる。

具体的には、生活費のうち一般生活費について月額にて示していることから、一月あたりの金額として一律に1,824円を引き上げる。

(別添2)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けたQ&Aについて

Q1 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、いつから実施することが考えられるか。

A 通知に記載のとおり、各自治体のご判断で、令和6年2月から実施することは可能である。また、令和6年度介護報酬改定の処遇改善分による対応を6月から実施する場合でも、通知に記載のとおり、令和6年度中に4カ月分に相当する改定を行う（上乘せを行う、2カ月延長する）ことについては、各自治体の判断で可能である。

Q2 軽費老人ホームにおける生活費についても、養護老人ホームと同額程度の改定を実施すべきか。

A 軽費老人ホームにおける生活費については、食材料費及び共用部分の光熱水費に限るとされている。一方、養護老人ホームの老人保護措置費の生活費や、介護保険サービスの基準費用額では、このような限定を設けてはいないことを踏まえる必要がある。

ただし、軽費老人ホームにおける生活費についても、これまでと同様に、施設の経営状況や社会情勢や利用者の負担状況等を勘案して、見直しの必要性について検討をお願いする。

Q3 処遇改善について、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応を実施した場合、令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）を踏まえた対応は終了してもよいのか。

A 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）を踏まえた対応については、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応を実施した場合でも、引き続き実施をしていただきたい。

Q4 養護老人ホームの生活費のうち、地区別冬季加算、入院患者日用品費、期末加算などの各種加算についても、引上げを行うべきか。

A 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応としては、生活費のうち一般生活費の引上げをお願いしているところであるが、その他の項目、加算についても、施設の経営状況や地域の実情を踏まえ、見直しの必要性について検討をしていただきたい。

Q5 管内施設の経営状況の把握について、どのような方法が考えられるか。

A 収支計算書やその他の資料（人件費や光熱費の推移等が分かるもの）等を施設より提出させた上で、経営状況の分析や評価等を行うことが考えられる。具体的には、提出された収支計算書等に基づき、施設や関係団体等と意見交換を行い、入居者等に対する支援の状況や地域における課題・ニーズ等を確認した上で、施設の経営の安定化に向けて検討すること等が考えられる。

Q6 過去の消費税率改定への対応や令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善が未実施な場合、どのように対応すべきか。

A 消費税率引き上げや処遇改善に伴う所要の経費については、従前より地方交付税措置されていることから、未対応の自治体におかれては併せて対応していただきたい。

Q7 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応について、通知では「特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応をお願いする」とあるが、どのように考えるべきか。

A 本事務連絡では、介護職員処遇改善支援事業等や令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応等を行う際に、地方自治体における改定作業が円滑に行われるよう、改定の例を示したものであるが、これまでもお願いしているとおり、地方自治体における改定については、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資することが必要と考える。

そのため、近年改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等の変化を十分に勘案し、Q5で示している、収支計算書等の提出、施設や関係団体等との意見交換等を通じた経営状況の把握などをより丁寧に行った上で、更なる対応も含めて、適切な運営に資する改定の検討をお願いする。

なお、地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価については、近年、以下のような推移となっているので、検討に際しては参考にされたい。

（参考）地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,633千円	2,657千円	2,723千円	2,831千円	2,898千円